

2021年3月31日

農林中央金庫

投融資における環境・社会への配慮にかかる取組方針の改定について

農林中央金庫（代表理事理事長：奥和登、以下「当金庫」）は、農林中央金庫法第一条にある基本的使命とともに、環境・社会課題の解決に向けた基本方針である「環境方針」・「人権方針」の下、持続的環境維持への配慮を含む高い次元での公共的責任と広範な社会的責任を強く意識し、かつ平等に根ざした人々の権利と尊厳を尊重した健全かつ公明な投融資を行うことを基本原則としています。

当金庫は、農林水産業を基盤とする金融機関として、環境課題の中でも特に気候変動問題を最重要課題の一つと認識のうえ、2019年4月に石炭火力発電セクターにかかる投融資方針を制定し、新規の石炭火力発電所への投融資は原則として行わないこととしています。また、環境・社会に重大な負の影響を与える可能性を踏まえ、2020年4月にはパーム油セクターおよび森林セクターにかかる投融資方針を制定し、投融資検討時にお客さまの環境・社会課題への対応、配慮の状況を確認することとしています。

今般、世界的に気候変動問題をはじめとする環境・社会課題への取組みが急速に進展する中、金融機関に対する国際社会からの要請や、当金庫を取り巻くステークホルダーからの意見を踏まえ、以下のとおり、投融資における環境・社会への配慮にかかる取組方針（以下「本方針」）を改定し、2021年4月1日より適用を開始します。

- 「投融資を禁止する事業」として、「セクター横断的な項目」を新設しました。
- 「投融資に際して特に留意が必要な事業」として、「セクター横断的な項目」を新設しました。
- 「投融資に際して特に留意が必要な事業」のうち、「特定セクターにかかる項目」について、石炭採掘および非人道兵器セクターにかかる項目を新設しました。

当金庫では、世の中の環境・社会問題への意識の高まりや金融機関に対する社会的な要請の広がりを踏まえ、持続可能な経済・社会の実現に向けた取組みを行ってまいります。

1. 本方針の位置付け

- 本方針は、環境課題の解決や人権尊重にかかる当金庫の基本方針である「環境方針」・「人権方針」に基づき、当金庫の投融資における環境・社会への配慮に関する取組方針を定めるものです。

2. 本方針の対象取引

- 本方針は、当金庫がお客さまに対して行う全ての投融資に適用します。

3. 本方針内容

- 当金庫は、環境・社会に対する影響の重大性や性質を考慮のうえ、以下のとおり、「投融資を禁止する事業」および「投融資に際して特に留意が必要な事業」を定め、それぞれ「セクター横断的な項目」と「特定セクターにかかる項目」に分けて本方針内容を整理しています。当金庫は「投融資を禁止する事業」への投融資は行いません。「投融資に際して特に留意が必要な事業」への投融資検討時には、お客さまの環境・社会課題への対応、配慮の状況を確認し、必要に応じて当金庫経営レベルでの協議を経て、慎重に投融資判断を行います。

(1) 投融資を禁止する事業

A. セクター横断的な項目

以下に該当する事業は、環境・社会に重大な負の影響を与える可能性が高いことから、投融資を行いません。

- ユネスコ指定の世界遺産へ負の影響を及ぼす事業
- ラムサール条約指定湿地へ負の影響を及ぼす事業
- 児童労働、強制労働を行っている事業

B. 特定セクターにかかる項目

(A) クラスター弾製造

クラスター弾は、一般市民に甚大な被害を与えてきており、非人道的な武器として国際社会から認知されています。かかる認識のもと、クラスター弾製造企業に対する投融資は行いません。

(2) 投融資に際して特に留意が必要な事業

A. セクター横断的な項目

以下に該当する事業は、環境・社会に重大な負の影響を与える可能性があることから、投融資を検討する際は、お客さまの環境・社会課題への対応、配慮の状況を確認し、慎重に投融資判断を行います。

- 保護価値の高い地域 (IUCN カテゴリー I ~ IV) へ負の影響を及ぼす事業
- 先住民族の地域社会へ負の影響を及ぼす事業
- 非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業

B. 特定セクターにかかる項目

(A) 石炭火力発電

石炭火力発電は、発電に際して、他の発電方式に比べて温室効果ガスを多く排出する等により、環境・社会に負の影響を与えるリスクがあります。かかる認識のもと、新規の石炭火力発電所への投融資は、災害等非常事態に対応を要する場合を除き、原則として行いません。なお、温室効果ガスの排出削減につながる二酸化炭素回収・貯留技術（CCS）など、脱炭素社会への移行に貢献する技術、取組みについては引き続き支援します。

(B) 石炭採掘

石炭採掘については、低炭素社会への移行に伴う石炭の座礁資産化リスクが想定されるほか、適切に管理されない場合、炭鉱事故による労働災害の発生、採鉱くずによる水系（河川および海洋）の汚染、生態系の破壊等、環境・社会に負の影響をおよぼしうるリスクがあります。また、先住民やコミュニティの権利侵害や健康問題への影響、強制労働・児童労働といった人権問題への配慮等が重要となることを認識しております。かかる認識のもと、石炭採掘事業を行うお客様への投融資を検討する際、当金庫はお客様の環境・社会配慮の実施状況を確認します。また、石炭採掘方法のうち、自然環境への負荷が大きいMountain Top Removal（MTR：山頂除去採掘）方式（露天掘りの一種）で行う米国アパラチア地域での石炭採掘プロジェクトへの投融資は行いません。加えて、一般炭の石炭採掘プロジェクトへの投融資は行いません。

(C) パーム油

パーム油は、チョコレート、マーガリン、スナック菓子、石鹼などの多様な消費財に利用され、人々の生活に欠かせない重要な原料となっています。その一方で、パームヤシのプランテーション開発に伴い、先住民の土地権を巡る紛争問題や泥炭地の開発、熱帯雨林の伐採・野焼きによる森林火災および煙害（ヘイズ）、生物多様性の毀損などの環境問題のほか、児童労働や低賃金労働といった人権問題が起こり得ることを認識しています。かかる認識のもと、パーム油生産のためのプランテーション・搾油事業を行うお客様への投融資を検討する際、当金庫はお客様の環境・社会配慮の実施状況を確認します。また、上記のパーム油事業に対して投融資を行う際には、お客様に対し、資金使途に関する当金庫の取組方針との適合性、RSPO（Roundtable on Sustainable Palm Oil）の認証取得を確認します。認証未取得の場合には、取得にかかる行動計画などの確認を行います。

(D) 森林

森林は、二酸化炭素の吸収・貯蔵を通じて地球温暖化の緩和に重要な役割を果たすとともに、生物多様性の保全に寄与する貴重な資源です。森林破壊はあらゆる環境に対

して多大な影響を及ぼします。かかる認識のもと、当金庫はお客様の環境・社会配慮の実施状況を確認し、環境保全への貢献に寄与することを目指します。また、森林伐採事業を新興国において行うお客様に投融資を行う際には、お客様に対し、資金使途に関する当金庫の取組方針との適合性、国際的に認められている認証（FSC（Forest Stewardship Council）、PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification））の取得を確認します。認証未取得の場合には、取得にかかる行動計画などの確認を行います。

(E) 非人道兵器

民間人に無差別かつ甚大な影響を与える核兵器、生物・化学兵器、対人地雷は、クラスター弾と同様に人道上無視できないリスクを抱えていると国際社会から認知されています。かかる認識のもと、核兵器、生物・化学兵器、対人地雷の製造を資金使途とする投融資は行いません。

4. 本方針の見直し

- 当金庫は、本方針の運用状況と環境・社会課題への取組みをめぐる国内外の動向を踏まえ、本方針内容の適切性および十分性について、経営会議等で定期的にレビューを行い、必要に応じて本方針の見直しと運用の高度化を図ります。

5. 教育研修

- 当金庫では、役職員の環境・社会課題にかかる知識向上や、「環境方針」・「人権方針」および本方針の理解深耕を目的として、全役職員を対象とする教育研修を継続的に実施するとともに、役職員が本方針に関連する規程・手続を遵守することを周知徹底しています。

6. ステークホルダー・コミュニケーション

- 当金庫は、本方針で取扱う環境・社会課題を含む、サステナブルに関する多様なテーマについて、ステークホルダーと継続的に対話を実施しています。こうした取組みは、当金庫が対応すべき環境・社会課題の適時適切な把握に寄与し、本方針をより実効性の高い内容とするための見直しを検討する際に役立つと考えています。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

農林中央金庫 総務部広報企画班（大谷、後藤）

Tel:03-5222-2017